

寒川町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 4 号

寒川町手数料条例の一部を改正する条例

寒川町手数料条例(平成 12 年寒川町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 20 号ウ中「530,000 円」を「570,000 円」に改め、同号エ(ア)中「830,000 円」を「880,000 円」に改め、同号エ(イ)中「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に改め、同号エ(ウ)中「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に改め、同号エ(エ)中「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に改め、同号エ(オ)中「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に改め、同号エ(カ)中「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に改め、同号エ(キ)中「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に改め、同号エ(ク)中「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に改め、同号オ(ア)中「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に改め、同号オ(イ)中「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に改め、同号オ(ウ)中「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に改め、同号オ(エ)中「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に改め、同号オ(オ)中「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に改め、同号オ(カ)中「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に改め、同号オ(キ)中「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に改め、同号オ(ク)中「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に改め、同号カ(ア)中「5,750,000 円」を「5,930,000 円」に改め、同号カ(イ)中「7,250,000 円」を「7,470,000 円」に改め、同号カ(ウ)中「10,700,000 円」を「10,900,000 円」に改め、同項第 32 号ウ(ア)中「410,000 円」を「420,000 円」に改め、同号ウ(イ)中「540,000 円」を「560,000 円」に改め、同号ウ(ウ)中「710,000 円」を「730,000 円」に改め、同号ウ(エ)中「920,000 円」を「960,000 円」に改め、同号ウ(オ)中「1,040,000 円」を「1,090,000 円」に改め、同号ウ(カ)中「1,600,000 円」を「1,660,000 円」に改め、同号ウ(キ)中「1,820,000 円」を「1,900,000 円」に改め、同号ウ(ク)中「2,030,000 円」を「2,120,000 円」に改め、同号エ(ア)中「490,000 円」を「530,000 円」に改め、同号エ(イ)中「630,000 円」を「680,000 円」に改め、

同号エ(ウ)中「990,000 円」を「1,030,000 円」に改め、同号エ(エ)中「1,310,000 円」を「1,410,000 円」に改め、同号エ(オ)中「1,720,000 円」を「1,780,000 円」に改め、同号エ(カ)中「3,320,000 円」を「3,430,000 円」に改め、同号エ(キ)中「4,060,000 円」を「4,190,000 円」に改め、同号エ(ク)中「4,650,000 円」を「4,800,000 円」に改め、同号オ(ア)中「9,100,000 円」を「9,320,000 円」に改め、同号オ(イ)中「12,400,000 円」を「12,600,000 円」に改め、同号オ(ウ)中「17,000,000 円」を「17,300,000 円」に改め、同項第 34 号ア(ア)中「310,000 円」を「320,000 円」に改め、同号ア(イ)中「430,000 円」を「460,000 円」に改め、同号ア(ウ)中「720,000 円」を「750,000 円」に改め、同号ア(エ)中「960,000 円」を「1,020,000 円」に改め、同号ア(オ)中「1,210,000 円」を「1,300,000 円」に改め、同号ア(カ)中「2,950,000 円」を「3,150,000 円」に改め、同号ア(キ)中「3,620,000 円」を「3,870,000 円」に改め、同号ア(ク)中「4,170,000 円」を「4,460,000 円」に改め、同号イ(ア)中「2,660,000 円」を「2,690,000 円」に改め、同号イ(イ)中「3,190,000 円」を「3,230,000 円」に改め、同号イ(ウ)中「4,790,000 円」を「4,830,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。